

判定区分Ⅳの施設は、緊急措置を実施。

<判定区分Ⅳの構造物>

○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	現在の状況	今後の予定
胎内市	つづみ橋	市道黒川塩沢蔵王線	1970年	鋼主桁端部の腐食	車両通行止	修繕予定

○トンネル他、点検対象施設

該当なし

※判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

胎内市つつみ橋の概要

【概要】 位置:胎内市蔵王、橋長:6.4m、幅員:3.6m、建設年:1970年、橋種:H鋼桁RC床版橋

【利用状況】 登山者やため池管理のために、主に地域住民が利用している。

【経緯】

H29.6.21 点検業者が点検のための現地踏査を実施したところ、H鋼桁端部において腐食の著しい状況が確認されたため、管理者(胎内市)に報告。

市の担当者が現地を確認し、地元の区長に状況説明。

H29.6.22 市が車両通行止【緊急措置】を実施。

【緊急措置】 車両通行止

【今後の措置】 修繕を予定

緊急措置



橋梁100m手前で
バリケード設置

全 景



鋼主桁の腐食状況

